

様式 2 - 1

社会福祉法人〇〇〇〇理事会議事録

- 1 日 時 令和 年 月 日 (曜日) 時 分から 時 分まで
2 場 所 〇〇〇〇〇〇 本部会議室
3 出席者 理事
〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇
(理事総数〇名中〇名出席)
監事
〇〇〇〇 〇〇〇〇
4 欠席者 理事 〇〇〇〇

定刻に至り、〇〇〇〇を議長に選出し、定款第〇条に定める定足数を満たしていることを確認するとともに、定款第〇条の規定により議事録署名人に理事長及び監事2名を選出して議事に入った。

審議に先立ち、決議事項に特別の利害関係を有する理事の有無を確認した結果、本日の議案について決議に特別の利害関係を有する理事はいないことを確認した。

5 議 案

- (1) 社会福祉法人〇〇〇〇の定款の変更について
- (2) 令和〇〇年度第2次補正予算について
- (3) 評議員会の招集について
- (4) その他

6 議事の顛末 (理事会の例)

(議 長) 第1号議案についてご説明いたします。

今回変更しようとする条項は、第1条の事業目的及び第28条第2項の基本財産の項目です。

第1条は、来年度から開始する特別養護老人ホーム〇〇〇〇の経営を当法人の行う事業として追加するものです。

第28条第2項は、同施設の敷地として去る 年 月に〇〇〇〇氏からご寄附いただいた鹿児島県鹿屋市〇〇町〇〇番所在の土地〇〇〇〇㎡を基本財産とするものです。

なお、定款の変更は法令及び定款の規定により評議員会の決議が必要になりますので、本理事会の決議後、評議員会に提案し、決議を求めます。

(A理事) 施設はまだ開設されていないが、定款に記載してよいのか。

(議 長) 法人は、定款に記載されていない事業を行うことはできないので、施設開設のめどが立った時点で定款変更の手続きをとる必要があります。

(B理事) 施設の建物は基本財産に入れないのか。

(議 長) 建物が完成し、所有権の保存登記が完了した時点で、定款変更の手続きをとることになります。

(C理事) 事業計画によれば、施設長となる〇〇氏の給与格付けが給与規程どおり行われておらず、高額になっている。他の職員との公平を欠かないよう厳格に給

与規程どおり格付けすべきである。

(議 長) おっしゃるとおりですので変更します。

他にご質問はありませんか。(質問なし。)

それでは、第1号議案 社会福祉法人〇〇〇〇の定款変更について賛成の方は挙手願います。

— 出席者全員賛成 —

(議 長) 第1号議案 社会福祉法人〇〇〇〇の定款変更は、理事総数〇名中〇名の賛成で可決しました。

次に……………

(以下 略)

この議事の正確を期するため、次のとおり署名押印する。

令和	年	月	日	
	理事長	〇〇	〇〇	印
	監 事	〇〇	〇〇	印
	監 事	〇〇	〇〇	印

(注)

関係する議案資料を添付すること。